



長野県報

5月29日(木)
平成26年
(2014年)
第2576号

目次

規則

長野県道路交通法施行細則の一部を改正する規則(交通企画課・東北信運転免許課)..... 1

告示

長野県議会定例会の招集(財政課)..... 1

解除予定保安林にする旨の通知(2件)(森林づくり推進課)..... 1

政治資金規正法に基づく平成24年分の政治団体の収支に関する報告書の訂正の報告(選挙管理委員会)..... 2

公告

一般競争入札(情報政策課)..... 2

随意契約の相手方の決定(税務課)..... 2

特定非営利活動法人の設立の認証申請(2件)(県民協働課)..... 3

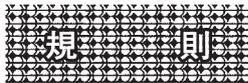
大規模小売店舗立地法に基づく新設の届出及び届出書等の縦覧(産業政策課サービス産業振興室)..... 3

土地改良区の定款変更の認可(4件)(農地整備課)..... 4

随意契約の相手方の決定(会計課)..... 4

一般競争入札(財産活用課)..... 4

銃砲刀剣類所持等取締法に基づく講習会の開催(生活安全企画課)..... 5



長野県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成26年5月29日

長野県公安委員会委員長 山浦悦子

長野県公安委員会規則第3号

長野県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

長野県道路交通法施行細則(昭和35年長野県公安委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

第14条に次の2号を加える。

(13) 傘を差して、大型自動二輪車、普通自動二輪車、原動機付自転車又は自転車(次号において「自転車等」という。)を運転しないこと。

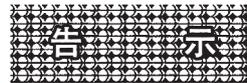
(14) 前号に掲げるもののほか、物を持つなど車両の安定を害するおそれのある方法で自転車等を運転しないこと。

第27条の2中「第29条の2第2項」を「第29条の2第3項」に改める。

附則

この規則は、平成26年7月1日から施行する。ただし、第27条の2の改正規定は、同年6月1日から施行する。

交通企画課
東北信運転免許課



長野県告示第289号

平成26年6月19日、長野県議会定例会を長野市に招集します。

平成26年5月29日

長野県知事 阿部守一

財政課

長野県告示第290号

農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示します。

平成26年5月29日

長野県知事 阿部守一

- 解除に係る保安林の所在場所
松本市安曇4468・4460(以上2筆国有林。次の図に示す部分に限る。)
- 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 解除の理由
道路用地とするため